

令和 7 年 8 月 22 日

事業主各位

出版健康保険組合
(公印省略)

19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定について

平素より、当組合の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、被扶養者の認定については、健康保険法第 3 条 7 項及び関係通知等により対応しております。

このたび、令和 7 年度税制改正において、19 歳以上 23 歳未満の者への特定扶養控除の要件の見直し及び特定親族特別控除の創設が行われました。当該税制改正の趣旨との整合性を図る観点から、被扶養者としての届出に係る方が 19 歳以上 23 歳未満である場合における取り扱いが下記のとおり定められましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴事業所の組合員並びに被扶養者の方々に周知方、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 被扶養者認定対象者の収入要件について

認定対象者の年間収入に係る認定要件のうち、その額を 130 万円未満とする者については、該当認定対象者（被保険者の配偶者を除く。）が 19 歳以上 23 歳未満である場合にあっては 150 万円未満として取扱うこととなります。

現行（令和 7 年 9 月 30 日まで）	改正後（令和 7 年 10 月 1 日から）
年間収入が 130 万円未満であること （月額 108,334 円未満であること） （日額 3,612 円未満であること）	年間収入が 150 万円未満であること （月額 125,000 円未満であること） （日額 4,167 円未満であること）

※年間収入に係る認定要件以外の取り扱い及び各種収入証明書類については、現行通りとなります。

2. 施行日 令和 7 年 10 月 1 日

3. その他（留意点）

- (1) 被保険者の配偶者（事実上婚姻関係と同様にある内縁関係も含む。）は対象となりません。
- (2) 学生であることの要件は求めません。あくまで、年齢によって判断することとなります。
- (3) 年齢は、税法上の取り扱いと同様に、その年の 12 月 31 日現在の年齢で判定します。

※詳細につきましては、当組合 HP に関係通知を掲載いたしましたので、ご確認ください。

URL : <https://www.phia.or.jp/info/documents/documents2025/#kyotsu>

【問合せ先】 業務部適用課 03-3292-5005
大阪支部業務課 06-6944-4300